

国民体育大会スポーツクライミング競技ルートセッター派遣規定

(ルートセッターの派遣等)

- 第1条** ルートセッターの派遣については、「国民体育大会スポーツクライミング競技審判員及びスポーツクライミング競技ルートセッター選考規定」第2条第2項により委嘱された者の中から、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が行う。
- 2 ルートセッターの作業内容は、次のとおりとする。
- (1) リード競技のルート作成は、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子の4種別で、予選ルート各2ルートと決勝ルート各2ルートの合計16ルートとする。
 - (2) ボルダー競技のルート作成は、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子の4種別で、予選ルート各4ルート、決勝ルート各4ルートの合計32ルートとする。
 - (3) 大会終了後、ルート復旧作業が発生する場合には、会場地実行委員会と別途協議する。
- 3 ルートセッターに係る費用の支給基準は、別に定める。
- 4 国民体育大会リハーサル大会のルートセッターについても、この規定に準ずる。

附 則

- 1 本規定の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 本規定は、平成22年5月16日から施行する。
 - 平成25年 5月11日 一部改正
 - 平成26年 5月25日 一部改正
 - 平成31年 4月11日 一部改正
 - 令和5年3月9日 一部改定ボルダー表記改正の施行は、J S P O国体委員会承認後とする。